

秋田市告示第340号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月18日

秋田市長 沼 谷 純

1 道路の区域変更および供用開始の区間

| 整理番号 | 旧 新 | 路線名 | 起 点 終 点 | 総延長 (メートル) | 幅員 (メートル) |
|-------|--------|----------------|--|---------------|-------------------|
| 30178 | 旧 | 八橋本町田五郎 2号線 | 秋田市八橋本町四丁目34番1地先 秋田市八橋田五郎一丁目166番8地先 | 492.60 | 1.80 ~ 5.20 |
| | 新 | 八橋本町田五郎 2号線 | 秋田市八橋本町四丁目34番1地先 秋田市八橋田五郎一丁目166番8地先 | | |

2 区域変更および供用開始の期日

令和7年12月18日

3 縦覧期間

令和7年12月18日から令和8年1月14日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに令和7年12月29日から令和8年1月3日まで（休日を除く。）を除く、午前8時30分から午後5時15分まで